

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	28	担当課	住宅室
法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	根拠条項	第11条第1項	不利益処分の種類	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の拒否	
(登録の拒否) 第十一条 都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 三 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） 五 心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第四十二条第六号及び第七十三条第六号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの 七 法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者						